

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※ EDINETで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要。	作成後直ちに	規1214条②	書面
② 有価証券通知書の写し(変更通知書を含む。) ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	財務局等に提出後遅滞なく	施1230条②(5)	Target (PDF提出)
③ 有価証券上場申請書(新投資口予約権証券) ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合のみ。	上場申請日	規1209条①	〃
④ 確約書 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合のみ。	〃	規1211条②	〃
⑤ 投資口の発行の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合であって、投資口の発行の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査を実施したときのみ。	〃	施1228条②(1)	〃
⑥ 投資主の意思確認の結果について記載した書面 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合であって、投資口の発行の合理性に係る評価手続きとして投資主総会決議などによる投資主の意思確認を実施したときのみ。	意思確認手続き終了後直ちに	施1228条②(2)	〃
⑦ 新投資口予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規1209条① 規1214条②	〃
⑧ 有価証券上場申請書(権利行使分)	行使請求期間開始日の3週間前(決議後)	規1209条①	〃
⑨ 上場投資口数報告(月間報告)	翌月初	施1230条⑥(1)	〃
⑩ 新投資口予約権の行使報告 ※ 上場している新投資口予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ。	確認後直ちに	施1230条⑥(2)	〃
⑪ 新投資口予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ。	確定後直ちに	施1230条④(5)	〃
⑫ 有価証券上場廃止同意書 ※ 新投資口予約権証券が上場している場合のみ。	上場廃止の3週間前まで	規1214条②	〃

※1 ⑩については、新投資口予約権証券の行使請求期間中において、毎月提出してください。

※2 新投資口予約権証券の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。